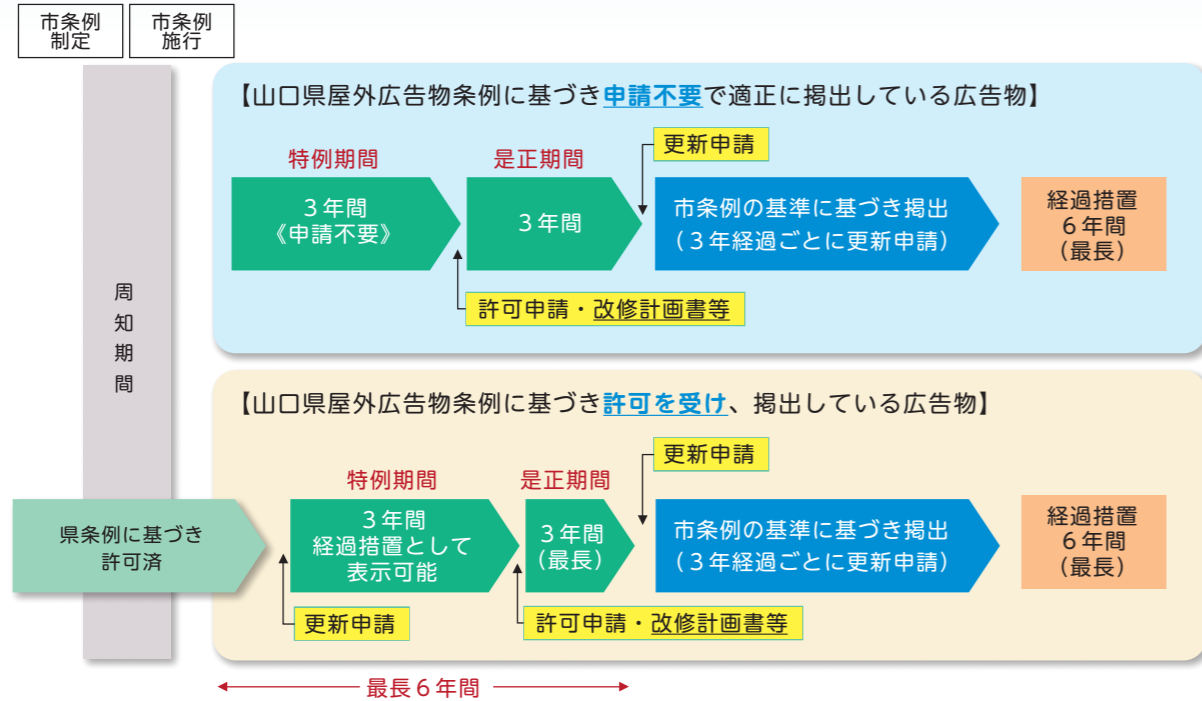


お知らせ①

市条例を制定することにより、**市条例施行日(令和8年7月1日)**の時点で新たな基準に適合しなくなる既設の広告物(既存不適格広告物)について、**最長6年間**の経過措置期間を設けます。経過措置期間中に、撤去等をお願いします。

城下町



お知らせ②

既存不適格広告物の撤去について、助成制度があります。(令和8年7月1日以降)

城下町

○令和8年度から令和10年度まで (単位:千円)

	地域	補助率	補助限度額
屋上広告物	第1~3種制限地域	10分の9	1,350
その他広告物			650

○令和11年度から令和13年度まで (単位:千円)

	地域	補助率	補助限度額
屋上広告物	第1~3種制限地域	2分の1	750
その他広告物			350

お知らせ③

屋外広告業の登録手続は、これまでどおり山口県(岩国土木建築事務所)で行ってください。

【岩国市屋外広告物等に関する条例についてのお問合せ先】

岩国市 都市開発部 景観整備課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14-51  
TEL:0827-29-5162(直通) FAX:0827-24-4207  
HP : <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/45/113381.html>

本内容は、一部の抜粋です。詳細については、市ホームページでご確認ください。



屋外広告物の設置者等の皆様へ

令和8年7月1日から

# 岩国市の屋外広告物のルールが変わります

岩国市では、県条例を引き継ぎながら、屋外広告物(店舗の看板など)の安全な掲出を目指すとともに、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、重要文化的景観の選定地について地域特性に応じたルールを設けることで良好な景観形成を推進するため、「岩国市屋外広告物等に関する条例」を定めました。

主な変更点①

禁止地域の定義が変わります。

市全域

変更前

【禁止地域】

- ①風致地区
- ②主要な国道・県道の区間等

変更後

【制限地域】

- ・4種類の「制限地域」とします。(重要文化的景観区域については「主な変更点③」に詳細)
- ・一部の岩国市指定文化財の周囲を「制限地域」として追加

主な変更点②

色彩基準を緩和します。

(1) 地色について(一般広告物)

赤色・黒色・黄色の使用禁止

黒色 使用可能

赤色 彩度が10以下であれば使用可能

黄色 使用可能

(2) 使用色について(市全域)

金・銀色の使用禁止

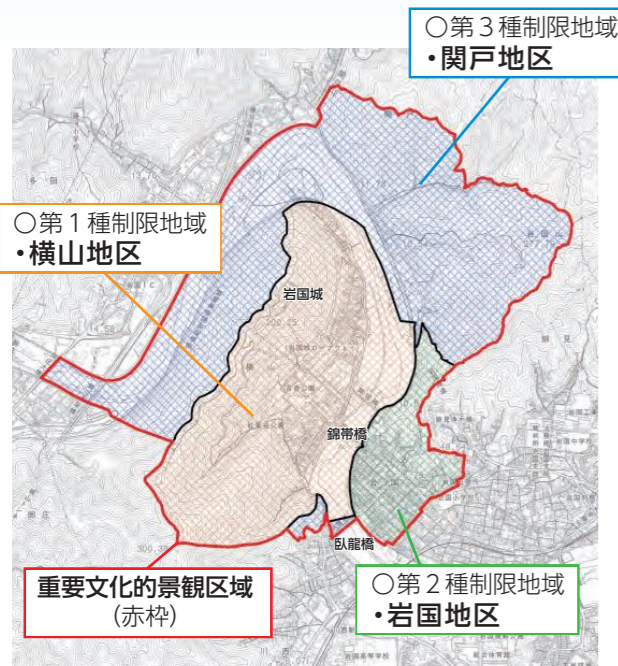
金色 使用可能

銀色 使用可能

### 主な変更点③

岩国城下町(重要文化的景観区域)は、各地区の特徴に応じて基準を設けました。また、広告物の制限をします。

### 城下町



地区名	自家用広告物	自家用広告物の規制内容	一般広告物
横山地区 (第1種制限地域)	可	(申請不要) 5㎡以下 (総量制限) 10㎡以下	不可
岩国地区 (第2種制限地域)	可	(申請不要) 10㎡以下 (総量制限) 20㎡以下	不可
関戸地区 (第3種制限地域)	可	(申請不要) 10㎡以下 (総量制限) 30㎡以下	不可

赤字は県条例からの変更点

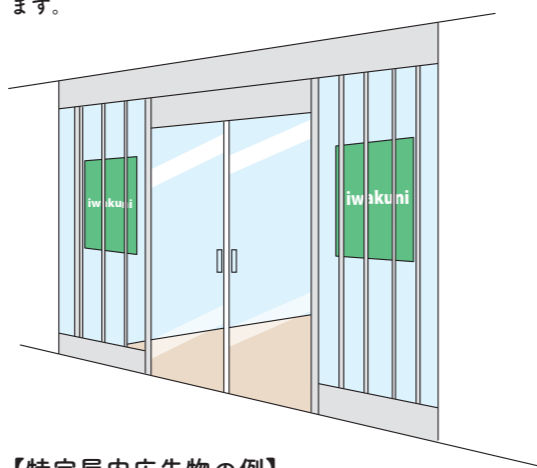
- 総量とは、一つの事業所等の敷地にある看板全ての面積を合計した面積をいいます。
- 敷地面積が1,000㎡を超える事業所については、「総量制限」の緩和を行います。

### 色彩基準

	第1種制限地域	第2種制限地域	第3種制限地域
岩国市景観計画における景観形成基準	岩国城下町の文化的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。	岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。 ※第2種制限地域内の景観形成基準は複数ありますので、上記の基準は一例です。詳細は岩国市景観形成基準を、市のホームページ等でご確認ください。	錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。
色彩①	蛍光色は使用禁止(金色・銀色は使用可能)		
色彩②	地色:Y(黄)・YR(オレンジ)系は彩度8以下、それ以外は彩度4以下(※写真、和風の暖簾は除く)	地色:Y(黄)・YR(オレンジ)系は彩度8以下、G(緑)・GY(黄緑)・B(青)・BG(青緑)系は彩度7以下、それ以外は彩度4以下(※写真、和風の暖簾は除く)	

### 広告物の制限

- 「屋上広告物」及び「電飾看板」の設置を禁止とします。
- 窓やガラス扉などの内側から屋外へ向けて、常時又は一定の期間継続して表示する「特定屋内広告物」についても規制(※)します。  
※禁止ではなく、「総量制限」や「算定面積」等の対象とします。



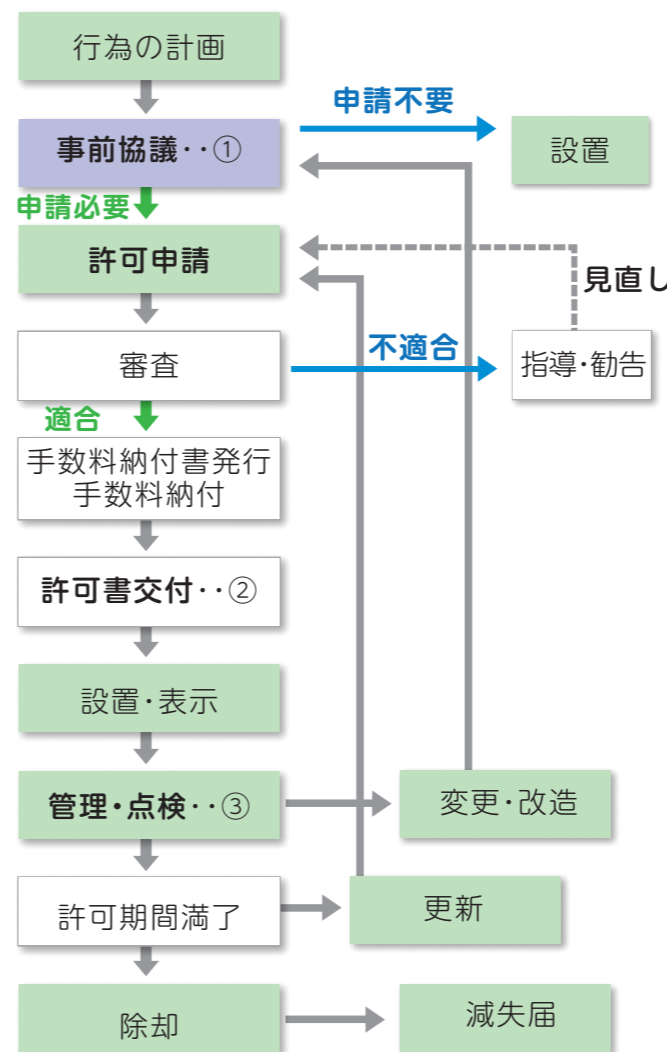
【特定屋内広告物の例】

建物の窓ガラスやガラス扉などの内側の面に直接描いたり、貼ったりする広告物

### 主な変更点④

申請手続について、三つ変更点があります。

### ▼岩国市屋外広告物等に関する条例の手続



- ①広告物を「新規」又は「変更・改造」申請する場合、事前協議をお願いします。とくに「重要文化的景観区域」では、必ず事前協議をお願いします。
- ②許可の証票(シール)を廃止し、許可書の交付のみに変更します。
- ③安全点検報告について、「更新」及び「既存広告物の新規」申請時とし、「変更・改造」申請時等は、義務付けが不要となります。

### 主な変更点⑤

### 手数料について

- 変更前は「新規」の申請も「更新」及び「変更・改造」申請も手数料の額が同額
- 変更後は「更新」及び「変更・改造」申請の手数料の額を2分の1とします。「更新」申請が遅れた場合は「新規」扱いとします。

### 主な変更点⑥

### 一時的に表示する広告物等について

「一時的」の期間について、「10日以内」→「30日以内」に変更します。

### 主な変更点⑦

### 申請様式について

申請様式が、県条例から市条例の様式に変わります。岩国市のホームページから新しいものをダウンロードして使用してください。